

山北町内循環バス有料広告掲載及び車内放送取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山北町内循環バス（以下「バス」という。）への広告掲載及び車内放送について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 印刷物及び車内放送は、バスの公共性及び品位を損なうおそれがないもので、山北町有料広告掲載要綱（平成18年6月26日山北町告示第25号）及び山北町有料広告掲載基準（平成18年6月26日山北町告示第26号）の規定に準ずるものとする。

2 バスに掲載する広告の種類は、次のものとし、掲載物は広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）が作成するものとする。ただし、車内放送については、富士急湘南バス株式会社が制作するものとする。

(1) 印刷物

- ア 車内ステッカー
- イ バックステッカー
- ウ 車内ポスター

(2) 車内放送

3 町税の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告掲載の優先順位は、次の順序とする。

- (1) 地域の活性化につながり、町内に事業所等を有するものの広告
- (2) 私企業のうち公共性の高いものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

(広告の掲載期間、掲載位置及び規格)

第4条 印刷物に係る広告の掲載期間、掲載位置及び規格は、別表第1のとおりとし、車内放送に係る広告の放送期間、放送地点及び内容は、別表第2のとおりとする。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、別表第3のとおりとする。

2 車内放送を、同じ内容で継続する場合は、2年目からは、掲載料から3割

相当額を差し引いた額とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報やまきた、町ホームページ等により行う。

(広告掲載の申込み)

第7条 申込者は、山北町内循環バス有料広告掲載及び車内放送申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告の原稿案を添えて、町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条の規定により申込みがあったときは、速やかに審査の上、広告掲載の可否について決定しなければならない。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、山北町内循環バス有料広告掲載及び車内放送決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(掲載料の納付)

第9条 前条第2項の規定により決定の通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告の掲載を開始する日の3日前までに、掲載期間に係る掲載料を町の発行する納付書により納付しなければならない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、第4条に規定する規格による印刷物を、掲載開始3日前までに町長に提出しなければならない。また、広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(掲載決定の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第2項の規定による広告掲載をする旨の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定の期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 広告主が期日までに広告の原稿を提出しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき。

(掲載料の還付)

第12条 広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告を掲載することができなかった場合は、この限りではない。

(掲載、撤去等)

第13条 印刷物の掲載及び撤去、車内放送の録音及び消去は、町が責任をも

って行なう。また、撤去後の印刷物は、町が処分する。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別途定める。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

印刷物広告の掲載期間、掲載位置及び規格

種 類	掲載期間	掲 載 位 置	規 格
車内ステッカー	1 か月	運転手後ろ側窓ガラス	A 4 以内
バックステッカー	1 か月	リアガラス	B 4 以内
車内ポスター	1 4 日間	運転手後ろ H ポール掲示板	A 1 以内

別表第2（第4条関係）

車内放送の放送期間、放送地点及び内容

種 類	放送期間	放 送 地 点	内 容
車内放送	1 年	広告主の希望する地点	放送内容は簡潔なものとし、細部については町と協議する

別表第3（第5条関係）

広告の掲載料

種 類	枚 数	掲 載 料
車内ステッカー	2 枚	1, 0 0 0 円
バックステッカー	2 枚	1, 5 0 0 円
車内ポスター	2 枚	1, 0 0 0 円
車内放送	1 件	5 0, 0 0 0 円

※ 車内放送の料金には、放送制作代を含む。